

さいたま市告示第 1 5 8 5 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第 6 条第 3 項の規定において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき公告します。

令和 6 年 9 月 1 3 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ケーズデンキ浦和原山店
所 在 地 さいたま市緑区原山二丁目 2 8 番 1 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 J A 三井リース建物株式会社
代 表 者 代表取締役社長 工藤 真樹
住 所 東京都中央区銀座八丁目 1 3 番 1 号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

位 置	容量
荷さばき施設	1 4 6 m ²

(変更後)

位 置	容量
荷さばき施設①	1 4 6 m ²
荷さばき施設②	1 4 m ²
合計	1 6 0 m ²

(イ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

位 置	容量
廃棄物保管施設	2 3 m ³

(変更後)

位 置	容量
廃棄物保管施設①	2 3 m ³
廃棄物保管施設②	1 1 . 2 5 m ³
合計	3 4 . 2 5 m ³

イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社ケースホールディングス	午前10時00分	午後9時00分
株式会社ゲオホールディングス	午前10時00分	翌午前2時00分

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社ケースホールディングス	午前9時00分	午後9時45分
株式会社ゲオホールディングス	午前9時00分	午後9時45分

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

位 置	駐車場利用可能時間帯
A 駐車場	午前9時30分～翌午前2時30分
B 駐車場	午前9時30分～午後9時30分

(変更後)

位 置	駐車場利用可能時間帯
駐車場	午前8時30分～午後10時00分

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

位 置	駐車場利用可能時間帯
荷さばき施設	午前6時00分～午後10時00分

(変更後)

位 置	駐車場利用可能時間帯
荷さばき施設①	午前6時00分～午後10時00分
荷さばき施設②	午前6時00分～午前8時30分

(4) 変更の年月日

令和7年5月3日

(5) 変更する理由

店舗運営計画変更のため

2 届出年月日

令和6年9月2日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和6年9月13日から令和7年1月14日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

(2) 浦和区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号

電話 048(829)6179

FAX 048(829)6235

- 5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和6年9月13日から令和7年1月14日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944